

フィデリティ投信株式会社

日本版
スチュワードシップ・コードの
各原則・指針の励行状況に
対する自己評価

2018 年度

評価期間

(2018 年 1 月～2018 年 12 月)



目次

1. 日本版 スチュワードシップ・コード 各原則・指針の励行状況に 対する自己評価 3
--	---------

2. 各原則・指針ごとの 自己評価 6
2.1 原則 1	
2.2 原則 2	
2.3 原則 3	
2.4 原則 4	
2.5 原則 5	
2.6 原則 6	
2.7 原則 7	

3. 参考資料	
スチュワードシップ活動 評価体制について16
2018 年の個別エンゲージメ ント事例17

日本版スチュワードシップ・コードの各原則・指針の励行状況に対する自己評価

1. 自己評価の方法

当社では、グローバル体制で実施しているスチュワードシップ活動評価に加え、ESG チームや運用部の日本版スチュワードシップ・コード各原則・指針の励行状況を評価するために、社内関係部署によるワーキング・グループを設立いたしました。ワーキング・グループは運用部やコンプライアンス部門などから構成され、各原則・指針ごとに励行状況を確認し、その内容を当社経営陣が出席するスチュワードシップ評価委員会へ報告いたします。スチュワードシップ評価委員会では、報告された内容及び関係する責任者へのヒアリングに基づき最終自己評価をいたしました。

* ワーキング・グループやスチュワードシップ評価体制については 16 ページをご参照ください。

2. 評価対象

2.1 評価期間: 2018 年 1 月より 2018 年 12 月の一年間の活動

2.2 報告対象: 運用機関として日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明を行っているフィデリティ投信株式会社（「当社」）及び、運用再委託を行っている場合には再委託先の議決権行使

3. 全体の評価結果

当社取締役会より評価権限を委任されたスチュワードシップ評価委員会を、2019年3月14日に開催いたしました。

評価委員会では、各原則において原則・指針が当社で正しく理解され、その内容に適した社内方針が制定・実施済かどうか、実際のデータや報告書との照合が必要な活動報告においてはそれぞれどのような状況であるかを確認いたしました。

原則 1: 当社の創業以来受け継いできた運用哲学とそれを実施するための各種方針が、スチュワードシップ責任と合致していることを確認し、その当社方針を当社ホームページにおいて公表していることを確認しました。

原則 2: 利益相反の管理のための方針や体制が正しく社内では実施されていることを確認いたしました。当社は議決権行使についてはグローバル全体で規則や規程を整備し、その結果は外部第三者機関により監査され、FIL の取締役会へ報告されています。

原則 3: 投資先企業の状況を正確に把握するために、当社アナリストは調査手法において、それぞれの企業のその業種やビジネスモデルにおいて、最も実践的である収益モデルを構築し、ESG の要素も組み込みながら中長期的な視野での成長性を見るようにしています。それら投資先企業の分析や当社の保有状況等は、最高投資責任者 (CIO) とリスク分析担当者へ定期的に報告されていることを確認いたしました。

原則 4: 2018 年にどのように投資先企業と「建設的な目的を持った対話」を行ってきたかについて、実施したエンゲージメント件数とその成

果を確認いたしました。エンゲージメントの議題によっては成果達成までには時間を要するものもありますが、当社では明確なプロセスのもと、短期的な課題から中長期的な課題それぞれについて投資先企業と対話をしつつ、改善に努めています。2018 年の事例を当自己評価レポートの参考資料2に掲載しています。

原則 5: 議決権行使については、当社ガイドラインと行使結果がホームページに開示されており、適切に運営されていることを確認いたしました。また、議決権行使がエンゲージメントで議論されていることと整合するように、これら二つが連携して、投資先企業の持続的成長に貢献していることを確認いたしました。

原則 6: スチュワードシップ責任に関する当社の定期的報告レポート等を確認いたしました。それらレポートの作成プロセスや保管体制は適切に整備されています。

原則 7: スチュワードシップ責任を理解し活動するために、運用部では適切な人材開発や研修を実施し、国内外において外部機関と様々な意見交換をしています。また経営陣は日本版スチュワードシップ・コードの研修を実施、自己評価のためにワーキング・グループや評価委員会を設置いたしました。今後スチュワードシップ・コードの原則や当社の責任投資を、社員全体で理解するための取り組みが必要であることを合意いたしました。

以上を総括しまして、2018 年の活動について、当社は正しく日本版スチュワードシップ・コードの目的を理解し、その原則や指針に基づき適切に責任投資活動をしていると評価いたします。今後の課題については次章に記載いたします。

4. 今後の課題

スチュワードシップ活動の中心である運用部や ESG チームをはじめとする当該部署だけでなく、全社一体となったスチュワードシップ責任の励行を継続的に推進することが必要であると認識しています。

また、投資先企業については、ESG やコーポレート・ガバナンスの取り組み姿勢について企業間格差の拡大がみられます。当社はスチュワードシップ活動を通じ、先進取り組み企業の好事例をその他の企業へ普及する取り組みを継続していきます。スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの改訂にも参画しており、そうした責任を踏まえ、個別対話やセミナー等多くの関係者との対話機会を通じ、企業価値向上の弛みなき進展に、引き続き貢献していく所存です。

最後に投資家の皆様への報告に関しては、当社のプロセスや方針、その活動状況をより分かりやすく伝えるべく、報告様式について鋭意工夫してまいります。

原則・指針	当社の方針と対応状況		自己評価	
原則 1	機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。			
指針 1-1	<p>機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図るべきである。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>当社は創業以来受け継がれている運用哲学に則り、ポートフォリオ運用に係る投資判断、株主総会における議決権行使、投資先企業あるいは投資候補先企業の経営陣との継続的対話を通じた、アクティブ運用を推進しています。</p> <p>当社は投資先企業について長期的視点で多面的に理解するように努めながら、顧客にご満足いただける運用実績を提供することを最大の目的としています。</p>	<p>当社は、ボトムアップ・アプローチの運用哲学、公表している「責任投資方針」、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》とステュワードシップ責任を果たすための方針に則り、運用に係る投資判断や株主総会における議決権行使の過程で、投資先企業あるいは投資候補先企業の経営陣との継続的対話を積極的に進めています。</p>
指針 1-2	<p>機関投資家は、こうした認識の下、ステュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、ステュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へ向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>当社は、ステュワードシップ責任を果たす上での方針、ガイドライン、フレームワークを策定し、ホームページを通じて公表しています。</p>	<p>ホームページの「ステュワードシップ・コード」の下に関連する方針等をまとめて公開し閲覧しやすいように適宜改善に努めています。また、「フィデリティとは」の下に「責任投資への取り組み」ページを設け、取組状況などを更新しています。</p> <p>https://www.fidelity.co.jp/fj/about/governance/ https://www.fidelity.co.jp/fj/about/esg.html</p>
指針 1-3	<p>アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らステュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むステュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なステュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>対象外 (アセットオーナーの方針を正しく理解し、期待されるステュワードシップ責任を実行すべく努めております。)</p>	
指針 1-4	<p>アセットオーナーは、運用機関による実効的なステュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、ステュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、ステュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むステュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>対象外 (アセットオーナーの方針を正しく理解し、期待されるステュワードシップ責任を実行すべく努めております。)</p>	
指針 1-5	<p>アセットオーナーは、運用機関のステュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>対象外 (ステュワードシップ活動に関する報告の方法等について、引き続き工夫し改善を試みてまいります。)</p>	

原則・指針	当社の方針と対応状況	自己評価
原則 2	機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	
指針 2-1	<p>機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、ステュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。</p> <p style="text-align: center;">☑</p>	<p>当社ではフィデリティの世界各地のビジネスにおいて遵守すべき共通した「利益相反に関する基本方針」を策定しており、フィデリティと顧客との間、及び顧客間の利益相反を適切に管理する体制を整えています。また、上記基本方針に加えて、利益相反防止の観点から各種規則・規程等を制定し、これらに基づき社内関係部署が日々の業務を適切に運営・管理しています。</p> <p>当社全社員に課された行動規範に関する研修を実施、また、投資プロセスにおける、利益相反を回避すべく、規則・規程等に基づきコンプライアンス部門によるモニタリング等を中心として適切に運営・管理しています。</p>
指針 2-2	<p>機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p>特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p style="text-align: center;">☑</p>	<p>指針 2-1 で記載した基本方針及び各種規則・規程に基づき、当社では、利益相反に関する事象を投資行動、約定結果の配分、そして議決権行使のエリアにおいて特定するとともに、それぞれの実効的な管理プロセスを適切に定めることにより、利益相反を回避し、その影響を実行的に排除しています。</p> <p>利益相反に関して特定した事象及び実効的な管理方法について、当社のホームページ上における「責任ある機関投資家の原則《日本版ステュワードシップ・コード》とステュワードシップ責任を果たすための方針」及び「責任投資方針」において公表しています。</p> <p>https://www.fidelity.co.jp/fii/about/governance/policy.html https://www.fidelity.co.jp/fii/about/governance/guideline.html</p>
指針 2-3	<p>運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。</p> <p style="text-align: center;">☑</p>	<p>当社では、議決権行使について利益相反を管理すべき議案の行使に係る審査を行う第三者委員会は設置していませんが、議決権行使については、国際保証業務基準(ISAE)3402 および英国の内部統制基準である AAF(Audit and Assurance Faculty)フレームワークに則り年 1 回外部第三者機関による監査が行われ、独立社外取締役が過半数を占める FIL の取締役会に年 2 回報告されています。</p> <p>第三者機関による監査が実施され、その内容について FIL の取締役会に報告がなされることにより、顧客の利益の優先及び利益相反防止に関して、適切に独立性の高いガバナンス体制を敷いていると考えます。</p> <p><ご参考> ステュワードシップ活動評価体制<P.16 参考資料 1></p>
指針 2-4	<p>運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。</p> <p style="text-align: center;">☑</p>	<p>フィデリティでは、世界各地のビジネスにおいて遵守すべき共通した「利益相反に関する基本方針」を策定しています。この基本方針に基づき、想定される利益相反を各ビジネス部門の責任者への定期的な面談や研修、内部での検証等様々な方法を通じて把握しています。また、全ての役職員は「利益相反に関する基本方針」、「行動規範」および関連する社内規則を遵守する義務を負っており、それらに関する研修等を実施、その結果についても確認をしています。</p> <p>「利益相反に関する基本方針」、「行動規範」および関連する社内規則を整備しており、社内研修を定期的に行い、その重要性を認識しています。研修修了状況はコンプライアンス部等責任部署においてモニターし、適切に管理しています。</p>

原則・指針	当社の方針と対応状況	自己評価
<p>原則 3</p>	<p>機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>	
<p>指針 3-1</p>	<p>機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。</p>	<p>当社のアナリストは投資先企業に対する投資判断を表すレーティングの付与に責任を持っております。当社のアナリストの調査レポートは定型のフォームにより運用担当者等に提供されますが、各企業の調査手法にあたっては、各アナリストがその企業の分析にあたり、最も有効的であると判断する手法により収益モデルを策定します。また調査レポートの収益モデルは少なくとも3年先程度の予測を行うこととし、常に中長期的視野に立ったものです。</p>
<p>指針 3-2</p>	<p>機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。</p>	<p>当社のアナリストは投資先企業の状況を正確に把握するため、四半期の決算発表の時だけでなく継続的にその企業との対話を行い企業価値の向上がなされているかの確認をしております。その際、当社のアナリストはもちろんのこと、運用担当者、エンゲージメント担当者が対話に参加することがあります。また、必要に応じ外部のリサーチ情報を参考にいたします。さらに、投資先企業と関係を持つ仕入先等、競合相手などともヒアリングを行い、常に対象企業の置かれている状況の把握に努めております。</p>
<p>指針 3-3</p>	<p>把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのステュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。</p>	<p>投資先企業の状況あるいは取り巻く環境は常に変化していることを踏まえ、投資先企業の最新の分析結果は運用部内で常に共有されております。当然のことながらリスクイベントの可能性が浮上してくる際には CIO、リスク部門とともに判断を行い速やかに必要な措置を講じる体制になっております。</p>

原則・指針		当社の方針と対応状況		自己評価
原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。			
指針 4-1	機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	☑	当社では、「エンゲージメント」とは、専門家としての見識と責任を持ち、意見交換によって経営課題の共通理解と課題解決への取組みを互いに確認することであると定義しています。 投資先企業について何らかの懸念が生じた場合、あるいは経営課題についての認識を確かめる際には、経営陣または社外取締役との面談を申し入れています。経営戦略に関する議題はもちろんのこと、何らかの経営改革を求めているような場合は、経営陣または社外取締役の中で同一人物と継続して改革の進捗を確認していきます。議題によっては、社外監査役や監査委員または監査等委員を務める社外取締役と面談し、監査や内部統制を含むリスク管理に関わる課題や取組について意見交換を行っています。	エンゲージメントはより中長期的な活動であるとの認識のもとに、「建設的な目的を持った対話」を、投資先企業の経営陣や必要に応じて社外取締役等とも実施しています。 <ご参考> エンゲージメント担当者によるエンゲージメント実施件数 2018年:74件(2017年:57件) (注:当社アナリスト及びポートフォリオ・マネジャーが年間を通じて実施している約3,000件の企業とのミーティングにおいても「建設的な目的を持った対話」を行うことがありますが、上記集計には含めておりません。)
指針 4-2	パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。	☑	当社は、エンゲージメントは投資先企業の企業価値向上を目的としており、パッシブ運用においては、長期間のコミットメントを要する課題解決についても積極的に取り組んでおります。	パッシブ運用にあたり、長期間のコミットメントを要する経営課題解決を議題として選択し、エンゲージメントの計画を策定しました。
指針 4-3	以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。	☑	当社のエンゲージメントの過程は、課題の共有、解決策の依頼、事例提示、成果の確認と進捗モニターのプロセスで明確な方針に基づき行っています。 例えば、投資先企業の IR または SR 担当者との事実確認を経て、経営執行責任者との対話、さらに経営監督責任者(社外取締役等)との対話を実施するプロセスおよび確認事項などを整備しています。	投資先企業とのエンゲージメントにおいて、明確な方針とプロセスをもち、面談時にはディスカッションペーパーを準備し、事実認識の共有に始まり、様々な角度の議題で企業との対話を行い成果をモニターするアプローチをとっており、実効性があると評価しています。 <ご参考> 個別エンゲージメント事例<P.17-20 参考資料2>
指針 4-4	機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(集団的エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。	☑	当社では投資先企業の経営陣や社外取締役等との面談が困難な場合や、課題の共有が難しいケースがあれば、他の機関投資家と協働して対話を模索するようなことも検討しますが、本年における事例はございません。	集団的エンゲージメントについては、企業の経営執行責任者、経営監督責任者との面談が困難、又は、課題共有が困難なため他の投資家と協働で対話する方法を模索する必要があるような例はなかったため、実施しておりません。

指針
4-5

一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。



当社のエンゲージメントプロセスでは、公表された情報をもとにエンゲージメントを行っています。投資先経営陣に提言をする局面もありますが、提言に関しての検討と決断は常に企業側に裁量があり、その検討結果の内容については公表まで当社から問い合わせることはありません。万が一、未公表の重要事実を受領するような場合は、社内規定に則り、適切に対処しています。

フェア・ディスクロージャー(FD)・ルール及び、内部者取引規制を遵守してエンゲージメントを励行しておりますが、受領した場合は社内規定に則り適切に対応しています。具体的には、基本的に以下の手続きを速やかに取ります。

- ・インベストメント・コンプライアンスへ直ちに報告
- ・当該発行会社株式等の取引停止措置発動
- ・当該会社の認識を確認
- ・FD ルール違反、内部者情報に該当すると確認された場合、発行会社に公表を依頼
- ・公表確認後、取引停止措置を解除

原則・指針	当社の方針と対応状況	自己評価
<p>原則 5</p> <p>機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>		
<p>指針 5-1</p> <p>機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>当社では、独自の議決権行使方針およびガイドラインを策定し、同ガイドラインに基づいて議決権を行使しています。議決権行使の賛否判断には、投資先企業との対話状況を確認する過程も含まれています。当社では株主総会において否決されることもあり得る会社提案の議案は、ただ株主総会に提出するのではなく、事前に株主と対話するように対象企業の経営陣に促しています。議案に関する見解が当該企業のそれと異なる場合、投資の規模によっては早い段階で取締役会と議論し、その違いを解消・解決するように努めています。事前の協議が不調に終わり、会社提案に反対票を投じる場合は、企業側の経営陣に反対理由を理解してもらうよう努めています。</p>	<p>当社では議決権行使ガイドラインに則り適切に議決権行使を実施するほか、当社の見解が当該企業の見解や議案と異なる場合には必要に応じて早めに当該企業との対話を開始し、隔たりについての解消を図っており、適切に対応できていると考えます。</p>
<p>指針 5-2</p> <p>機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>当社の議決権行使の方針は当社ホームページにて公表しています。当該議決権行使ガイドラインの設定・見直し等については、各地域での知見を共有しグローバル ESG チームでとりまとめを行っています。また、毎年のガイドライン詳細見直しに際しては、グローバル ESG チーム、CIO およびポートフォリオ・マネジャーを交えて検討を行っています。</p>	<p>ガイドラインについてはホームページに開示をしています。</p>
<p>指針 5-3</p> <p>機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。</p> <p>また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。</p> <p>議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>当社では、開示情報の取り扱われ方に留意しつつ、利益相反管理の透明性や投資先企業への議決権行使結果伝達を尊重し、期待される説明責任を果たすことに努めており、四半期ごとにサマリー開示だけでなく個別開示もしています。</p>	<p>四半期ごとにサマリー開示と個別開示をしており、判断根拠の明記をしています。</p>

<p>指針 5-4</p>	<p>機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>当社は議決権行使において、インスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ社（以下、「ISS」）およびサスティナリティクス社からガバナンス・リサーチ・サービスの情報提供を受けています。議決権行使の事務手続きについて ISS に外部委託していますが、権利行使の指図自体はフィデリティ独自の議決権行使方針に従い判断しています。</p> <p>具体的には当社の議決権行使ガイドラインを ISS に提供し、議決権行使事務は ISS がその行使方針に沿って行使案を作成しますが、最終判断はフィデリティが決定し ISS に指図しています。</p>	<p>議決権行使の手続き事務は外部委託しつつ、議決権行使は当社独自の行使方針を事務委託先に指図しています。これにより投資先企業の持続的成長に資するエンゲージメントと整合する議決権行使を実行しています。</p>
<p>指針 5-5</p>	<p>議決権行使助言会社は、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入し、また、本コードの各原則（指針を含む）が自らに当てはまることに留意して、適切にサービスを提供すべきである。また、議決権行使助言会社は、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきである。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>対象外 (議決権行使助言会社とも対話を行い、当年度の企業の声をフィードバックした他、議決権行使及び対話を通じた気づきについて意見交換を実施しました。)</p>	

原則・指針		当社の方針と対応状況		自己評価
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、ステュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。			
指針 6-1	運用機関は、直接の顧客に対して、ステュワードシップ活動を通じてステュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。	<input checked="" type="checkbox"/>	当社では、機関投資家顧客から要請がある場合には、定期的に年次のガバナンスと業務に関する報告(投資先企業に対して行った対話や行動、ステュワードシップに関するより広範な臨み方についての詳細)を適宜行っています。	顧客への定期報告に加え、要請がある場合、適宜迅速な対応を行っています。
指針 6-2	アセットオーナーは、受益者に対して、ステュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである。	<input type="checkbox"/>	対象外	
指針 6-3	機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。	<input checked="" type="checkbox"/>	当社のステュワードシップ責任についての取り組み状況は、年次で発行している責任投資レポートにて開示しています。このレポートの内容については、社内担当部署のみならず関連部署からのフィードバックも鑑みながら顧客・受益者にとって価値ある報告になるように努めています。	責任投資レポートをホームページ上に公開しています。また顧客からの要請や必要に応じて、活動実績例の報告を行っています。
指針 6-4	なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むステュワードシップ活動について、ステュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。	<input checked="" type="checkbox"/>	当社のエンゲージメント活動や議決権行使活動は、詳細情報を社内で厳密に管理記録しています。一方で公開できる情報については、責任投資レポートや議決権行使開示レポートを通して定期的に報告を行っています。	責任投資レポートや、議決権行使結果のホームページ開示を通じて報告をしています。 今後の課題としては、当社のプロセスや方針、その活動状況、エンゲージメント活動については相手企業とのジェントルマン・ルールを尊重しつつ、より分かりやすく投資家の皆様へ伝えるべく、報告様式について鋭意工夫してまいります。

原則・指針	当社の方針と対応状況	自己評価
<p>原則 7</p> <p>機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う為の実力を備えるべきである。</p>		
<p>指針 7-1</p> <p>機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。 このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。</p>	<p>☑</p> <p>当社はヘッド オブ エンゲージメントを選任しており、ヘッド オブ エンゲージメントは投資先企業との持続的成長の対話の責任者として、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストと緊密な連携をとり、その活動内容を週次で CIO へ報告しています。 また当社では企業と対話を行うアナリストの実力向上のために、定期的アナリスト研修・スキル強化研修を行っています。企業の持続的成長にかかわる ESG も研修科目の一つであり、適宜、様々な ESG に関する環境変化やイニシアチブの進展、フィデリティの戦略などについてトレーニングを実施しています。 当社の徹底したエンゲージメントプロセスは、国連責任投資原則 (UNPRI) から過去 4 年にわたり中央値よりも高い評価を取得しており、2018 年は全評価項目で A+ の結果でした。</p>	<p>当社ではステュワードシップ活動に関わる人材の選任やアナリストの研修を行いつつ、エンゲージメントプロセス全体の實力向上に継続して取り組んでいます。結果、当社の活動やガバナンスは国連責任投資原則より 2018 年において全項目で A+ という評価を取得いたしました。 運用部門 (関連部署も含む) では、実践的なレベルアップ、環境変化に関する情報共有のため、月次で ESG Updates & FAQ を開催し、實力の向上に努めています。</p>
<p>指針 7-2</p> <p>特に、機関投資家の経営陣はステュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。 また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のステュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。</p>	<p>☑</p> <p>当社の母体である FIL は独立系の運用会社であり、責任ある投資活動を純粋に遂行できる組織体制になっています。 当社の運用部門は FIL のグローバル一体運営の下活動しており、FIL のグローバル CIO (株式担当) の下、各地域に地域担当 CIO を配し、ポートフォリオ・マネジャー、コーポレート・ガバナンス担当者を指揮・監督しています。また、各地域担当 CIO の下に置かれている ESG チームも、グローバルで連携する体制を整えており、グローバルでステュワードシップ活動を推進する体制を整えています。 フィデリティ投信株式会社の経営陣は、日本版ステュワードシップ・コードのより深い理解のために、そのための研修を受けました。またステュワードシップ活動が適切に実行されているかを評価するワーキング・グループや評価委員会を設立いたしました。経営陣の複数名は、ステュワードシップ評価委員会のメンバーになっています。</p>	<p>フィデリティ投信の経営陣に向けて日本版ステュワードシップ・コードをはじめ、責任投資プロセスについての研修を行いました。 ステュワードシップ活動を評価するワーキング・グループと評価委員会を設立いたしました。詳しくは 16 ページを参照ください。 今後の課題としては、ステュワードシップ・コードの原則や当社の責任投資について、社員全体で理解を深め会社全体として取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>指針 7-3</p> <p>対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家と意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。</p>	<p>☑</p> <p>当社は、国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク (ICGN)、アジア・コーポレート・ガバナンス協会 (ACGA) 等をはじめとした様々なネットワークにおいて、責任投資の適切な基準構築のための議論に参加しています。国内では「投資家フォーラム」や、2017 年 12 月に経済産業省により設立された「統合報告・ESG 対話フォーラム」に参加しています。</p>	<p>国内外において、様々なフォーラムに参加し、責任投資のための意見交換をしています。</p>

指針
7-4

機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みるにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のステュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

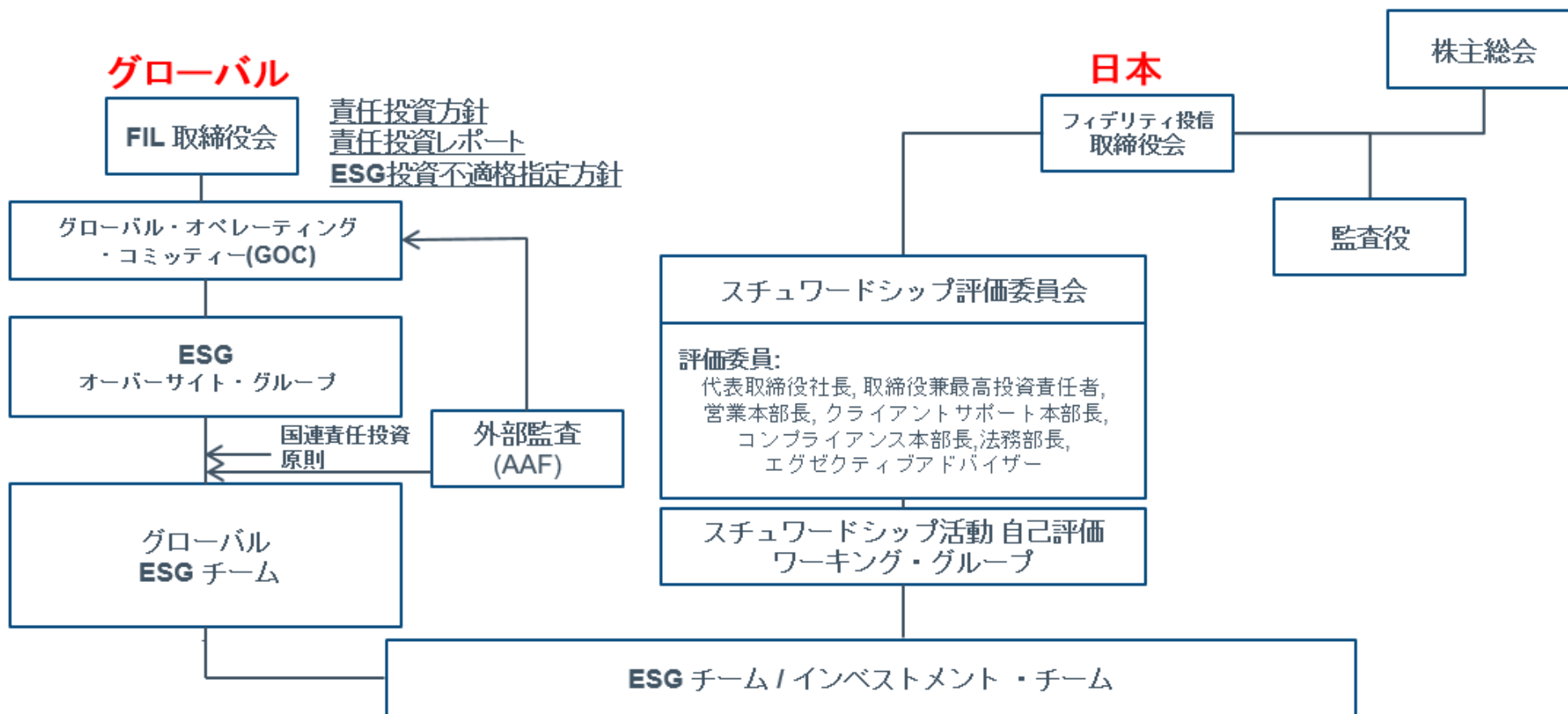
特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのステュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきである。



当社は従来より責任投資レポートにおいて当社のステュワードシップ活動を報告してきましたが、日本版ステュワードシップ・コードの指針に従い、2018年の活動について自己評価を行いました。その結果についてはホームページに公表いたしました。

2018年日本版ステュワードシップ・コードの励行状況に対する自己評価をワーキング・グループにて行い、最終評価をステュワードシップ評価委員会において実施いたしました。その結果は当社ホームページにて公表いたしました。

スチュワードシップ活動 評価体制



2018 年の個別エンゲージメント事例

企業 A: 医療機器製造、TOPIX500 対象企業

議題

1. 相次ぐ下方修正

- 年度初に掲げた会社計画の未達が続いていることについて、経営のコミットメントが不足しているのか、目標設定が不適切なのか、社外取締役として問題認識を持っているのかといった観点から対話を実施、問題意識を共有。

2. 指名諮問委員会による新社長の評価

- 新設した指名諮問委員会は新社長の適性をどう確認しているのかなど、取締役会の実効性について意見交換を実施。

取組

企業 A: 社外取締役(指名諮問委員会委員長)

フィデリティ: エンゲージメント責任者、ポートフォリオ・マネジャー、担当アナリスト

成果

パフォーマンス改善

- 同社外取締役が会社計画に対する達成度について、予てから問題意識を持っていたことが確認された。株主の懸念を共有できたことは有意義との認識を確認。
- 同エンゲージメント前まで3年にわたり株価パフォーマンスは対 TOPIX、対業種共に大幅に劣後していたが、以後は、営業利益率の改善等を伴う良質な決算内容で会社計画を超過達成。株価の相対パフォーマンスも大幅改善した。

参考資料 - 2

企業 B: 繊維・化学、TOPIX ラージ 70 対象企業

議題 1. 不祥事調査結果開示

- 不祥事は子会社での事由であるが、グループ会社の総点検を行うと発表するも、その結果は公表しないと明言。年度内に総点検結果を公表しなければ、定時株主総会に向け判断材料が大幅に不足すると指摘。

2. 取締役会の規模縮小

- 別途、同社社外取締役に対し、ガバナンス体制の一つとして、多すぎる取締役人数の見直しを提案。

取組 企業 B: (議題 1) 業務執行取締役、(議題 2) 社外取締役
フィデリティ: エンゲージメント責任者、ポートフォリオ・マネジャー、担当アナリスト

成果

- 3 月末までの不祥事調査結果開示
- 社内取締役人数を 6 名削減

企業 C: 自動車関連、TOPIX ラージ 70 対象企業

議題 不祥事の再発防止、企業風土改革

- 執行と監督の分離、及び人心一新の観点から、同社に相応しい経営トップの在り方について意見交換実施。
- 指名諮問委員会委員である 2 名の社外取締役の助言内容を確認。
- 執行の責任者、監督の責任者、代表権のあり方、指名諮問委員会の機能発揮について期待値を提示。

取組 企業 C: IR、SR
フィデリティ: エンゲージメント責任者

成果

- 指名諮問委員会にて再審議。
- 会長(監督に専念)と CEO(執行)の分離を取締役に答申、取締役会にて決定。

参考資料 - 2

企業 D: 加工食品、TOPIX 500 対象企業

議題 ESG に関するエンゲージメント

- 仕入れ原材料の特定の海外の一次生産者について、社会的責任に関する疑義が第三者 ESG 評価機関に指摘されていることを共有(サプライチェーン・リスク)。
- 対応の遅れ・放置は、同社の世界的に知名度の高い重要顧客との取引に重大な影響を及ぼす可能性があるという注意を喚起。
- 同社と同 ESG 評価機関に双方を紹介、相互の情報交換を促進。

取組 企業 D: IR

フィデリティ: エンゲージメント責任者

その他: 第三者 ESG 評価機関

- #### 成果
- サプライチェーンに関するモニター体制、疑義回避や未然防止のプロセス、進捗状況の開示透明化(日・英)を実施。

企業 E: 自動車関連, TOPIX 500 対象企業

議題 1. ガバナンス体制改善

- ガバナンス(指名・報酬)、ESG 取組の開示改善について、好事例・考察を紹介しながら、統合報告書に求められる要素、考え方に
つき説明。

2. ESG 取組評価

- 第三者 ESG 評価機関による評価項目、評価内容についてフィードバックを実施。

取組 企業 E: IR、SR、指名・報酬諮問委員会事務局(人事部)、業務執行取締役、社長

フィデリティ: エンゲージメント責任者、ポートフォリオ・マネジャー、ESG アナリスト

- #### 成果
- ガバナンス体制改善
 - ESG 外部評価向上

参考資料 - 2

企業 F: 医薬品、TOPIX ラージ 70 対象企業

議題 みなし保有株式のリスクとあるべき企業年金資産の管理

- 事実関係の確認、問題意識の共有

取組 企業 F: IR、社長
 フィデリティ: エンゲージメント責任者

成果 • みなし保有株式の売却完了